

議案第50号

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和6年6月14日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守口市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第26条まで 略 (小規模保育事業所A型の職員) 第27条 略 2 略 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳未満の幼児 おおむね <u>20人</u> (4) 満4歳以上の幼児又は少年 おおむね <u>30人</u> (小規模保育事業所B型の職員) 第28条 略 2 略 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳未満の幼児 おおむね <u>20人</u> (4) 満4歳以上の幼児又は少年 おおむね <u>30人</u>	第1条から第26条まで 略 (小規模保育事業所A型の職員) 第27条 略 2 略 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳未満の幼児 おおむね <u>15人</u> (4) 満4歳以上の幼児又は少年 おおむね <u>25人</u> (小規模保育事業所B型の職員) 第28条 略 2 略 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳未満の幼児 おおむね <u>15人</u> (4) 満4歳以上の幼児又は少年 おおむね <u>25人</u>

第 29 条から第 37 条まで 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第 38 条 略

2 略

(1) 及び (2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児 おおむね20人

(4) 満 4 歳以上の幼児又は少年 おおむね30人

第 38 条の 2 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第 39 条 略

2 略

(1) 及び (2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児 おおむね20人

(4) 満 4 歳以上の幼児又は少年 おおむね30人

以下 略

第 29 条から第 37 条まで 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第 38 条 略

2 略

(1) 及び (2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児 おおむね15人

(4) 満 4 歳以上の幼児又は少年 おおむね25人

第 38 条の 2 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第 39 条 略

2 略

(1) 及び (2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児 おおむね15人

(4) 満 4 歳以上の幼児又は少年 おおむね25人

以下 略

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第27条第2項、第28条第2項、第38条第2項及び第39条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第27条第2項、第28条第2項、第38条第2項及び第39条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。